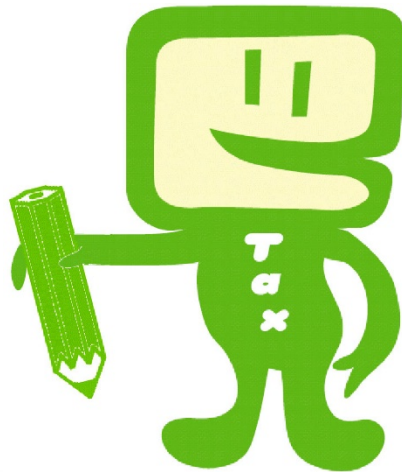


# 書面添付制度について



# 1 趣旨

---

## 趣旨

- 書面添付制度は、税理士及び税理士法人（以下「税理士等」という。）が作成した申告書について、それが税務の専門家の立場から、どのように調製されたかを明らかにすることにより正確な申告書の作成及び提出に資するもの
- 税務当局が、税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務行政の一層の円滑化、簡素化を図るもの

## 2 法律上の規定

### 【書面添付】

税理士又は税理士法人は、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した所定の書面を、その申告書に添付することができる（税理士法第33条の2）

### 【意見聴取】

税務官公署の職員は、書面が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関して、あらかじめその者に日時場所を通知して、その帳簿書類を調査する場合（無予告調査は含まない）、当該通知をする前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない（税理士法第35条）

#### 税理士法第33条の2第1項に規定する書面（第9号様式）

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 事業年度分・ ）に係る	
受 付 印 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 33の2(1)	
年 月 日	※整理番号
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称
事務所所在地	電話（ ） -
氏 名	
書面作成に 係る税理士	事務所所在地
	電話（ ） -
	支店 登録番号 第 号

申告書を作成した税理士自身が、どのような帳簿に基づいて計算・整理を行い、どのような相談に応じたかを記載するもの

#### 税理士法第33条の2第2項に規定する書面（第10号様式）

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 事業年度分・ ）に係る	
受 付 印 税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面 33の2(2)	
年 月 日	※整理番号
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称
事務所所在地	電話（ ） -
氏 名	
書面作成に 係る税理士	事務所所在地
	電話（ ） -
	支店 登録番号 第 号

税理士が他人の作成した申告書に対し、第三者の立場から、どのような相談を受け、どのような帳簿の提示を受け、どのような事項の審査を行ったかを記載するもの

### 3 様式の改訂【令和4年度税制改正】

#### 【R6.4.1 施行】

税理士法第33条の2に規定する添付書面の様式について、簡明性向上の観点から、

① 添付書面の様式の名称を変更、② 添付書面の記載項目を変更

※ 令和6年4月1日以後に提出する申告書に添付する記載書面から適用

#### 税理士法第33条の2第1項に規定する書面（第9号様式）

#### 税理士法第33条の2第2項に規定する書面（第10号様式）

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 事業年度分・ ）に係る

受付印

申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (33の2①)

年 月 日 殿 ※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話（ ） -
書面作成に 係る税理士	氏 名	
	事務所の所在地	電話（ ） -
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		有（ ） ・ 無

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 事業年度分・ ）に係る

受付印

申告書に関する審査事項等記載書面 (33の2②)

年 月 日 殿 ※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話（ ） -
書面作成に 係る税理士	氏 名	
	事務所の所在地	電話（ ） -
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出		有（ ） ・ 無

### 3 様式の改訂【令和4年度税制改正】

項目	改正部分	改正後	改正前（現状）
名称	第1項書面	申告書の作成に関する計算事項等記載書面	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	第2項書面	申告書に関する審査事項等記載書面	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面
記載項目	第1項書面	1 <u>提示を受けた帳簿書類に関する事項</u>	1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項
		2 <u>自ら作成記入した帳簿書類に関する事項</u>	2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項
		5 <u>総合所見</u> 6 その他	<新設> 5 その他
	第2項書面	5 <u>総合所見</u> 6 その他	<新設> 5 その他

#### 記載項目の変更詳細

- 税理士が申告書を作成する手順として、まずは納税者から帳簿書類の提示を受け、その内容を精査した上で、税理士自らが帳簿書類を作成・記入する流れとなるはずであり、この手順に合わせて項目順を変更⇒ 所要の修正を行い、「1 提示を受けた帳簿書類に関する事項」、「2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項」に変更
- 計算事項・審査事項等の総括意見を記載する「5 総合所見」欄を新設
- 申告書の作成に関し、計算し、整理した事項以外の事項で個別的・特徴的である事項や、税理士が行う納税者の帳簿書類の監査の頻度、納税者の税に関する認識、申告書作成に当たって留意した事項などの特記すべき事項があれば記載できるよう「6 その他」欄を改正

# 4 様式の新設 【令和4年度税制改正】

## 【R6.4.1 施行】

現状の書面様式は、所得税や法人税などの所得金額算定のための計算や審査した事項を記載する項目となっており、「帳簿」や「会計処理」といった相続税や贈与税にはそぐわないものとなっていたため、相続税や贈与税といった**資産課税に対応した様式を新たに追加**

**令和6年4月1日以後**に提出する申告書に添付する記載書面から適用

税理士法第33条の2第1項に規定する書面（第9号様式）

税理士法第33条の2第2項に規定する書面（第10号様式）

NEW

NEW

税 申告書（ 年分・ 年 月 日相続開始分）に係る

受 付 印

申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）**33の2①(資)**

年 月 日 殿 ※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話（ ） -
書面作成に 係る税理士	氏 名	
	事務所の所在地	電話（ ） -
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出	有（ ） ・ 無	

税 申告書（ 年分・ 年 月 日相続開始分）に係る

受 付 印

申告書に関する審査事項等記載書面（資）**33の2②(資)**

年 月 日 殿 ※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	
	事務所の所在地	電話（ ） -
書面作成に 係る税理士	氏 名	
	事務所の所在地	電話（ ） -
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号
税務代理権限証書の提出	有（ ） ・ 無	
依頼者 (複数人の)	氏名又は名称	

## 4 様式の新設【令和4年度税制改正】

項目	第1項書面 <b>NEW</b>	第2項書面 <b>NEW</b>
名称	申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）	申告書に関する審査事項等記載書面（資）
基本事項	依頼者（複数人の場合は別紙に記載すること） 相続税の場合被相続人の氏名・住所	依頼者（複数人の場合は別紙に記載すること） 相続税の場合被相続人の氏名・住所
記載項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 提示を受けた書類等に関する事項</li> <li>2 自ら作成記入した書類等に関する事項</li> <li>3 計算し、整理した主な事項 <u>個別的・特徴的な事項</u></li> <li>4 相談に応じた事項</li> <li>5 <u>総合所見</u></li> <li>6 その他</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 相談を受けた事項</li> <li>2 審査に当たって提示を受けた書類等</li> <li>3 審査した主な事項 <u>個別的・特徴的な事項</u></li> <li>4 審査結果</li> <li>5 <u>総合所見</u></li> <li>6 その他</li> </ol>

### 記載項目の詳細

- 基本事項において、**依頼人が複数人いる**ことを前提とした上で、相続税の場合には「**被相続人**」の氏名・住所を記載する欄が設けられた
- 相続税や贈与税といった資産課税の申告書にふさわしい記載項目を措置するため
  - ⇒ 記載項目内の文言を「**書類等**」と表記
  - ⇒ 「3 計算し、整理した主な事項」及び「3 審査した主な事項」欄に「**個別的・特徴的な事項**」欄が設けられた

○ 書面添付件数等の状況

税 目		法 人 税	所 得 税	相 続 税
項 目		(6.4.1～7.3.31決算分)	(令和6年分の確定申告)	(5.1.1～5.12.31相続開始分)
申 告 件 数	①	157,405	1,242,005	6,882
		160,383	1,242,869	7,563
税 理 士 関 与 件 数	②	139,481	224,405	5,931
		142,109	226,732	6,479
税理士関与割合	②/①	88.6%	18.2%	85.7%
書 面 添 付 件 数	③	10,480	1,630	774
		11,030	1,658	924
(税理士関与件数に占める) 書 面 添 付 割 合	③/②	7.5%	0.7%	13.1%
		7.8%	0.7%	14.3%
(申告件数に占める) 書 面 添 付 割 合	③/①	6.7%	0.1%	11.2%
		6.9%	0.1%	12.2%

注1 赤字は前年の件数及び割合を示す。

注2 法人税の①、②及び③欄は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月までに申告があった件数を示す。

注3 所得税の①、②及び③欄は、翌年3月31日現在の件数を示す(譲渡所得を含む)。

注4 相続税の①、②及び③欄は、翌年10月31日現在の件数を示す。

○ 意見聴取等の状況

税 目		法 人 税	所 得 税	相 続 税
項 目		(6.4.1～7.3.31決算分)	(令和6年分の確定申告)	(5.1.1～5.12.31相続開始分)
書 面 添 付 件 数	①	10,480	1,630	774
		11,030	1,658	924
意見聴取件数 (6.7.1～7.6.30実施)	②	100	1	37
		113	4	18
意見聴取割合	②/①	1.0%	0.1%	4.8%
		1.0%	0.2%	1.9%
②のうち 実地調査省略件数	③	35	0	7
		47	0	4
実地調査省略割合	③/②	35.0%	0.0%	18.9%
		41.6%	0.0%	22.2%
③のうち 通知書発送件数	④	33	0	3
		39	0	1
発送割合	④/③	94.3%	-	42.9%
		83.0%	-	25.0%

○ 意見聴取を実施した書面の記載状況（法人税）

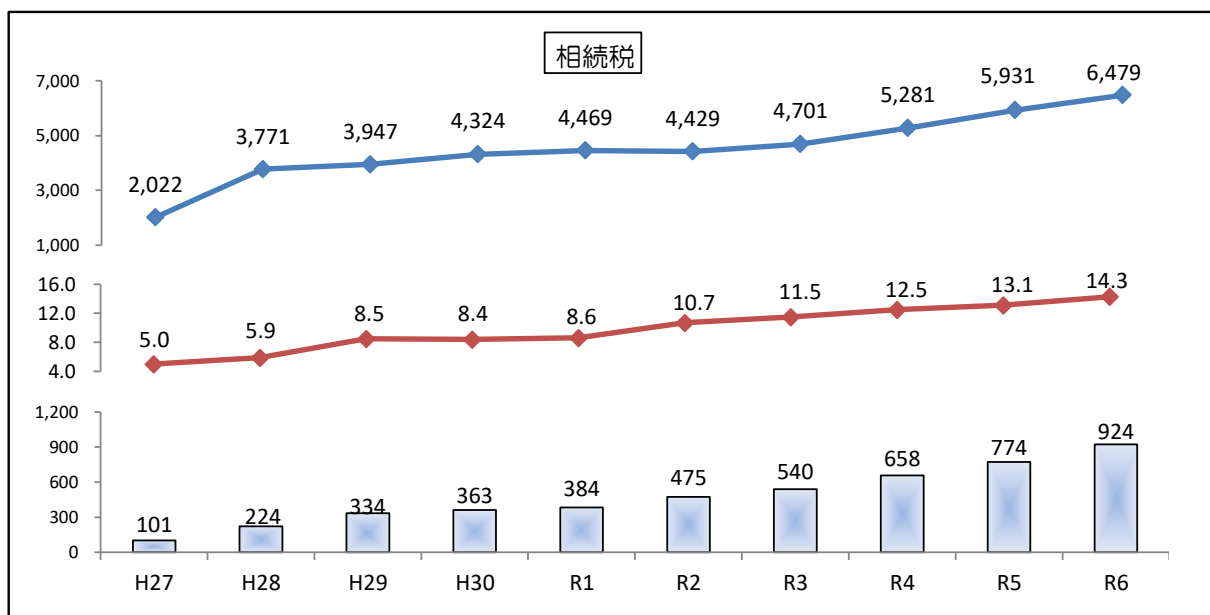
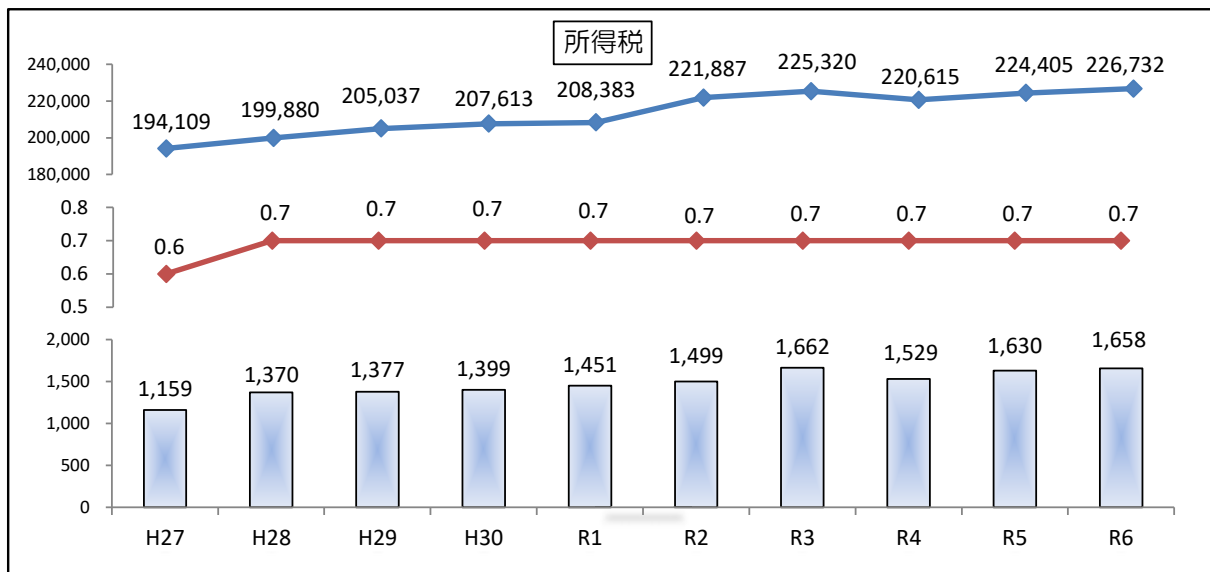
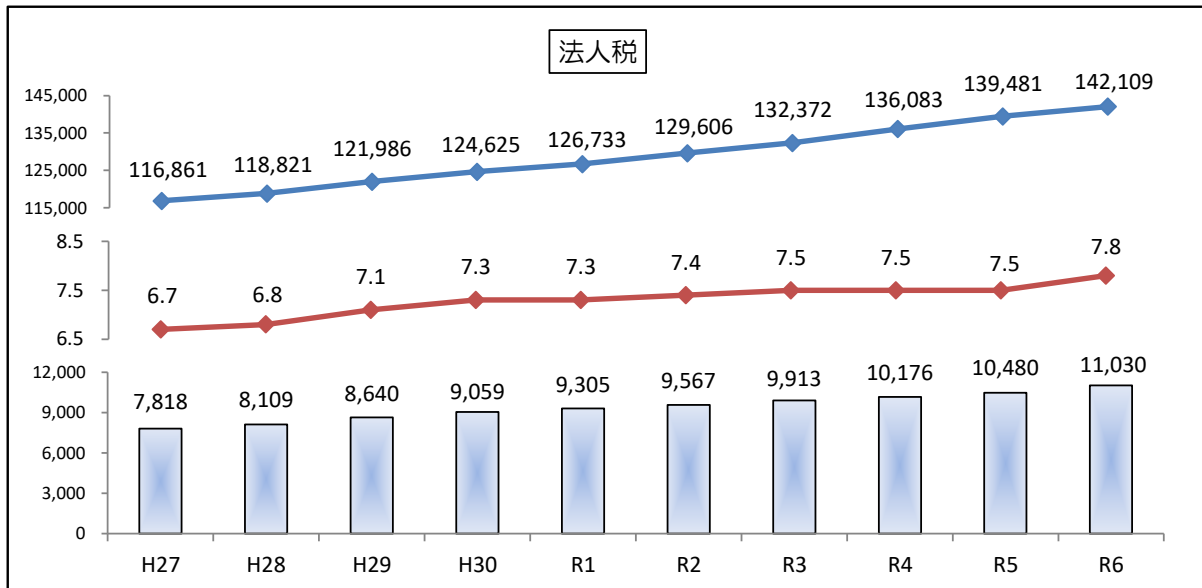
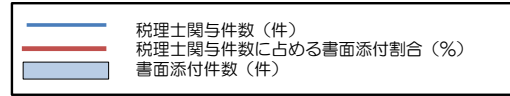
区分 事務年度	具体的事項の記載あり			具体的事項 の記載なし	合 計
	顕著な増減や 会計処理方法 変更の記載なし	顕著な増減や会計処理方法 変更の記載あり			
		総合所見なし	総合所見あり		
6 事務年度	25.7% 29	13.3% 15	54.9% 62	6.2% 7	113
5 事務年度	26.0% 26	10.0% 10	59.0% 59	5.0% 5	100
4 事務年度	36.8% 39	6.6% 7	53.8% 57	2.8% 3	106

注 1 それぞれの項目の左上の割合は、合計に占める構成割合を示す。

注 2 「具体的事項の記載あり」とは、書面の 1 欄、2 欄及び 3 欄(1)の全てに具体的事項の記載があったものを示す。

注 3 「総合所見あり」とは、書面の 5 欄に総合的な所見について具体的な記載があったものを示す。

○ 書面添付件数等の状況（過去10年間の推移）



九州北部税理士会会員の皆様

福岡国税局 課税第一部  
課税総括課長

**書面添付制度に関するアンケートについて（回答依頼）**

平素から、税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

書面添付制度は、税理士の皆様方において、社会的信用・地位の一層の向上が図られるとともに、納税者の適正申告及び納税者との信頼関係の醸成等に資するものであり、また、国税当局にとっても、税務執行の円滑化が図られることから、一層の普及・定着を図る必要があると考えております。

つきましては、書面添付制度の活用状況を把握するため、昨年、福岡国税局管内の一部の支部において実施しました「書面添付制度に関するアンケート」について、今年度も実施することとしております。

お忙しいところ大変恐縮ですが、以下のアンケートについて、皆様方の御意見をお聞かせいただきますようお願い申し上げます。

**【書面添付制度に関するアンケート】**

※ 令和 7 年 12 月 26 日（金）までに御回答いただきますようお願い申し上げます。

（パソコンの方はこちらから）

<https://forms.office.com/r/nKTwHWQ6R0>

（スマートフォン・タブレットの方はこちらから）



**【連絡先】**

福岡国税局 課税第一部 課税総括課 調整係  
TEL：092-411-0031（内線 3123）